

X その他

1 学力検査及び学校独自検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い

- (1) 中学校長は、身体上のこと等で特に配慮を要する者及び海外帰国者等で配慮を要する者の学力検査及び学校独自検査等については、事前に志願高等学校長と電話等で連絡・調整の上、12月以降のできるだけ早い時期に、志願高等学校長に受験上の配慮申請書（様式P）により申請する。
- (2) 受験上の配慮申請書（様式P）を受理した高等学校においては、所属教育委員会教育長と事前に協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、配慮の内容を当該中学校長に受験上の配慮通知（様式Q）により通知する。
- (3) 海外帰国者等で配慮を要する者については、「6 海外帰国者等の取扱いに関する留意事項」（38頁）による。

2 進路指導と助言

- (1) 専門学科において、当該学科の教育課程を履修することが身体上のことできわめて困難と認められる場合は、入学を許可しないことがある。
- (2) 中学校長は、身体上のこと等で志望学科又は卒業後の進路について相談する必要がある生徒について、あらかじめ関係高等学校長の助言を得るなど適切な進路指導を行う。
- (3) 高等学校長は、身体上のこと等で志望学科又は卒業後の進路について、中学校長から相談を受けた場合は、必要な助言を行う。

3 特別な事情で欠席が多い生徒の副申書に関する取扱い

中学校長は、心理的、情緒的、身体的等の理由で欠席が多い生徒について副申書を添付するときは、進学後の参考となる事柄について記載する。

高等学校長は、副申書を選抜資料に加えるとともに、特に配慮することができる。

4 合格した生徒の生徒指導要録抄本等の送付

中学校長は、入学者選抜で合格した生徒の指導要録抄本又は原本の写し、児童生徒健康診断票（一般）及び児童生徒健康診断票（歯・口腔）等を当該高等学校長に3月27日（月）までに持参（親展文書）又は簡易書留親展文書で送付すること。ただし、通信制課程に関する選抜で合格した生徒については、合格判明後直ちに送付すること。

なお、平成23年3月末日までに中学校を卒業した者については、児童生徒健康診断票の送付は要しない。

5 入学者選抜に係る検査の得点の口頭請求による開示（簡易開示）

開示を希望する受験生等は、受験した高等学校に直接申し出ること。開示期間は、合格発表の翌日から^{ひと}一月間とする。ただし、前期選抜、社会人特別選抜及び連携型選抜については、後期選抜の合格発表の翌日を起算日とする。

6 海外帰国者等の取扱いに関する留意事項

海外帰国者等の選抜については弾力的に対応するため、次の諸点に留意して事務処理に当たること。

(1) 「海外帰国者等」とは、次の者をいう。

ア 海外帰国者

出願時において、海外滞在が1年以上で、帰国後3年未満の者

イ 中国残留孤児の子

ウ 日本在留外国人の子

「家族滞在」等の在留資格で県内に居住又は居住予定の者

(2) 「弾力的に対応する」とは、次のような配慮をすることであり、高等学校長はこれらを必要に応じて行うことができる。

ア 学力検査及び学校独自検査の実施の参考とするため、事前に面接、作文等を行い、日本語の能力をみること。

イ アの結果などにより、学力検査においては、教科数を減じたり、個々の日本語の能力に応じて実施時間を延長したりすること。

ウ その他選抜において、特に必要なことについて配慮すること。

(3) 出願資格等について疑義がある場合は、県教育庁高校教育課教育指導班、仙台市教育局学校教育課高校教育課又は石巻市教育委員会学校教育課に照会すること。